

岩手大学広報方針

平成24年1月11日
平成29年2月17日修正

1 広報方針策定の趣旨

岩手大学は、岩手の風土に根ざした“イーハトーブの学び舎”として、教育、研究、社会貢献活動を推進し、持続可能な共生社会の形成に寄与することを第2期中期目標期間の基本的な目標に掲げた。この実現のためには、学内の学生、教職員が目標を共有して、日常の学習、教育、研究活動において不断に努力を行いながら、保護者、同窓生はもちろん、高校生、市民、企業、自治体等の社会の構成員、さらには海外を含む大学や研究機関に対して、諸活動を積極的に伝え、理解や連携協力、そして支援を得ていく必要がある。

とりわけ、平成23年3月11日発生の東日本大震災により、被災地域の復興に向けた本学の取組については、地域と共に歩むことを標榜している岩手大学の真価が問われることを踏まえ、これまで以上に積極的な広報活動が求められている。こうした要請に対して、大学として組織的かつ効果的な広報活動を推進するために、この広報方針を定める。

2 広報の目標

岩手大学における広報方針の目標は、以下の3つとする。

- ①岩手大学の目指す方向を提示して共有化を図る
- ②岩手大学の諸活動について一層の理解と支援を求める
- ③岩手大学の存在意義及び価値を高める

3 基本的な視点

広報の目標を達成するために、以下のような視点を強く意識する。

(1) スクールカラーの明確化

4つの学部の特徴を大切にしながらも、学部の集合体ではなく、1つの大学として統一的なスクールカラーを明確にしていく。

(2) 培ってきた学風

創立60周年記念宣言に、「知と文化の拠点として培ってきた誠実で粘り強い学風を堅持しつつ」と謳われているような学風を特色としてアピールしていく。

(3) 立地特性、キャンパス特性

県庁所在地の中心部に、4学部がワンキャンパスで立地し、しかも緑にあふれ、先進的な環境配慮の取組等、立地特性、キャンパス特性をアピールする。

(4) 地域の拠点大学

岩手県の高教育機関の中で最も規模が大きい国立大学法人として、地域の拠点大学であると共に、震災復興の担い手であるという自覚を明確に持つ。

(5) 高度情報化社会への対応

インターネットの普及や電子書籍の登場など、ICTの発達により、情報通信のツールが急速に進歩しつつあることに十分配慮する。

4 広報活動の基本方針

(1) 広報の組織的整備と全学的な連携

広報がバラバラにではなく、相乗効果をもたらすものとするために、広報室において、全学の様々な主体による広報活動が連携したものとなるように、連絡調整を積極的に行う。

(2) 学内構成員の情報共有

在学生、教職員という学内構成員の間で、大学の理念やビジョンなどの目指す方向を共有し、構成員一人ひとりの参加を促す広報活動を推進する。

(3) 社会への定期的な情報提供

保護者、同窓生、地域住民、企業・自治体等に対して、それぞれに適した広報活動を定期的に行い、学生の就職先の開拓や大学への理解と支援の増加に結びつける。とりわけ、震災復興への取組を時期に合わせて的確に広報していく。

(4) 高校生向け広報の充実

高校生に本学の魅力を伝えるための入試広報について、学部間で連携を取りつつ、常により効果的な方法を検討しながら推進する。その際、ネット世代の増加を踏まえた Web の活用や在学生との連携についても積極的に取り組む。

(5) 国際的な広報活動の推進

海外との研究協力や留学生の獲得など、グローバル化時代に見合う国際的な情報発信を積極的に行う。

(6) 広報情報の整理・編集と内容精査及びロゴマーク等の取扱

質の高い広報活動推進、大学の業務上の信用の維持・発展のため、印刷物等のデザインや編集・校正等に十分な配慮を行うと共に、大学名称、大学学章、ロゴ及びマスケット等の利用について、別に定めた取扱要項に従い積極的に使用する。

(7) 効率的・経済的な広報活動の推進

各種広報媒体の特性を活かして、広報内容に適した効率的な広報に努める。また、コスト意識を持ち、適切な段階で費用対効果に対する検証にも取り組む。

(8) 危機管理広報

事故や事件・不祥事など負の情報も遅滞なく広報するように、広報手続やルールの整備を進める。

(9) 広報情報の蓄積

将来の利用やふり返りに備え、広報情報を効率的に整理・蓄積する。

(10) 広報活動の評価

広報活動の改善のため、受け手の満足度や効率性、費用対効果等について、外部有識者の協力も得て、定期的に評価を行う。

5 大学商標等の使用方針について

大学法人の業務上の信用の維持・発展を図ることを目的とし、岩手大学が登録出願する商標及び大学学章、大学名称等の取扱いについて、その商標を保護するための使用する際の方針及び留意点等については別に定め、これに従うものとする。

以上